

災害時における応急対策業務に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と鶴岡地区測量設計協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における甲の所管施設の災害箇所調査業務及び災害応急対策に関する測量、調査、設計業務等（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震灾害、風水害等、異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、甲が所管する公共土木施設が被災した場合において、甲がその応急対策業務を実施するに当たり、乙への協力を要請するために必要な事項を定め、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲の所管施設において発生した災害箇所とする。

（業務の実施手順）

第3条 甲は、その所管施設が被災した場合に、必要と認めるときは、被災状況に応じて乙の会員を選定し、出動を要請することができる。

2 乙の会員は、甲から出動要請があったときは、できる限り速やかに対象施設の被災状況を把握した上で、甲の指示に基づき、当該施設に係る業務を早急に実施するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 乙は、あらかじめ業務に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

2 乙は、業務を速やかに実施するため、必要な技術者及び機材等の確保並びに動員の方法を定めておくものとする。

（業務候補者の推薦）

第5条 甲は、被災状況に応じて乙の会員を選定することが困難な場合は、乙に対し、業務を行うことができると認められる乙の会員（以下「業務候補者」という。）の推薦を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、第4条第1項に基づく実施体制によらず、甲へ業務候補者を推薦することができる。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に各々の会員の出動を要請し、かつ、乙の会員が業務を実施したときは、出動した会員と遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定する期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも何ら申出がないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 この協定は、甲、乙いずれかの申出により廃止することができる。この場合、申出は廃止する期日の1か月前までに行うものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い甲、乙いずれの責に帰さない理由により、第三者に被害を及ぼした場合又は技術者等に損害が生じた場合は、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲と協議して定めるものとする。

（事務局）

第9条 この協定の施行に関し、甲は鶴岡市建設部土木課に、乙は鶴岡地区測量設計協議会にそれぞれ事務局を置く。

（その他）

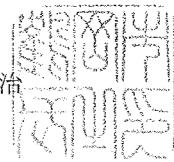
第10条 この協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

令和 6年 3月 29日

山形県鶴岡市馬場町9番25号

甲 鶴岡市 鶴岡市長 皆川



山形県鶴岡市桜新町8番33号

乙 鶴岡地区測量設計協議会 会長 石川

